

廃棄物処理基準等専門委員会	資料3
平成22年6月29日	

## 廃棄物処理基準等専門委員会での審議内容について

### 1. 検討に至る背景

平成21年9月15日、1,4-ジオキサンを公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）に、また、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）にそれぞれ追加するとともに、1,1-ジクロロエチレンの健康保護に係る水質環境基準値及び地下水環境基準値を見直すことが適当である旨、中央環境審議会から環境大臣に対し答申が出された。

この答申を踏まえ、平成21年11月30日、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の項目の追加及び基準値の変更が告示された。

### 2. 検討事項

環境基準項目の追加及び環境基準値の見直しを受け、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準及び特別管理産業廃棄物の指定等について検討することが必要である。このため、廃棄物最終処分場からの放流水等からの排出の実態、処理技術の現状、廃棄物中の濃度の実態等を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

- 廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準等の項目追加とその基準値の設定
  - ・一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排水基準
  - ・産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準
  - ・地下水検査項目と廃止時の地下水基準
  - ・上記各基準に係る放流水等の検定方法
- 特別管理産業廃棄物の項目追加とその判定基準等の設定
  - ・特別管理産業廃棄物の判定基準及び発生施設の規定（特別管理産業廃棄物の項目に係る規定）
  - ・有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準）
  - ・上記の判定基準に係る産業廃棄物の検定方法
- その他、必要となる事項

### 3. 検討の進め方

第1回廃棄物処理基準等専門委員会以降、第2回は、今後行う実態調査結果がまとまった後に開催することとし、平成22年度内を目処に報告書をまとめる予定